

石狩北部地区消防事務組合監査第5号

令和2年度監査結果に基づく措置通知事項の公表について

石狩北部地区消防事務組合管理者から令和2年度監査結果に基づく措置の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、その通知内容を別紙のとおり公表する。

令和2年10月19日

石狩北部地区消防事務組合
監査委員 白井 応 隆

石狩北部地区消防事務組合
監査委員 高橋 孝 志

通知内容の写しは、石狩北部地区消防事務組合総務課に備え置きますので、閲覧を希望される方は申し出てください。

監査区分	監査対象部局	指摘事項	措置内容
令和2年度 定期監査	消防本部 総務課	出張において、旅行命令簿に記載されていなかった。	旅行命令簿に記載漏れが無いよう、課内で周知徹底を行うとともに、職員の旅費に関する条例に基づき、適正な手順で行うことを課内で再確認した。
令和2年度 定期監査	消防本部 総務課	業務委託において、小額執行決議書が作成されていなかった。	今後は、石狩北部地区消防事務組合入札及び契約の執行決議等に係る事務取扱要綱第2条第1項第1号に基づき、適正な手順で行うことを課内で再確認した。
令和2年度 定期監査	当別消防署 総務課	概算払いにおいて、清算がされていなかった。	石狩北部地区消防事務組合職員等の旅費支給に関する規則第4条に基づき、速やかに精算処理を行うことを課内で再確認した。
令和2年度 定期監査	新篠津消防署	業務委託において、契約書の金額と支払金額が違っていた。	監査の指摘を受けた段階で、直ちに契約の相手方と連絡を取り、請求額に誤りがあったことをお互いで確認した。過不足していた金額について、再度請求をもらい支払いを行った。
令和2年度 定期監査	新篠津消防署	車両修繕において、小額執行決議書の金額と支払金額が違っていた。	今後は、石狩北部地区消防事務組合財務規則第55条第3項に基づき、複数の職員で内容を確認するなど、適正な手順で行うことを署内で再確認した。
令和2年度 定期監査	石狩消防署 総務課	物品購入において、小額執行決議書が作成されていなかった。	今後は、石狩北部地区消防事務組合入札及び契約の執行決議等に係る事務取扱要綱第2条第1項第1号に基づき、適正な手順で行うことを課内で再確認した。
令和2年度 定期監査	石狩消防署 総務課	業務委託において、執行決議書が作成されていなかった。	今後は、石狩北部地区消防事務組合入札及び契約の執行決議等に係る事務取扱要綱第2条第1項第1号に基づき、適正な手順で行うことを課内で再確認した。